



とれたて・イキイキ

葛飾**元気**野菜

取扱店・使用店

登録店になりませんか？

葛飾区では、区民のみなさんに地場産の新鮮で安全な「旬の野菜」を食していただきたいと考えています。「葛飾元気野菜」の販路拡大と地域での消費拡大を目的として、登録店を募集します。

葛飾産野菜を販売するお店を「取扱店」、葛飾元気野菜を使用した加工品を販売するお店、また、葛飾元気野菜を使用した料理を提供する飲食店を「使用店」として登録します。登録いただいた店舗にはPR用看板、のぼり旗等を差し上げます。

登録店になると？登録店のメリット！

- 1 「取扱店」もしくは「使用店」のPR用看板やのぼり旗を差し上げます。
(状況等によりデータのみ提供となる場合もありますが、登録店はそのデータを元に表示看板等を作成しPRすることができます。)
- 2 区で作成するホームページへの掲載やマスコミ等への紹介を行います。

葛飾元気野菜とは？どこで買えるの？

区内において作付け及び収穫された葛飾産の野菜です。地元で採れたお野菜は新鮮そのもの、旬の味を楽しむことができます。葛飾元気野菜直売所のほか区内の庭先販売所等で購入できます。庭先販売所については「葛飾区直売マップ」にてご案内しています。

登録店って？登録店になるには？

- 1 葛飾元気野菜「取扱店」
葛飾元気野菜直売所(葛飾区柴又4-28-2)もしくは区内生産者(以下「直売所等」という。)から直接購入した葛飾元気野菜を一般消費者へ年間を通じ販売する店舗のことです。
- 2 葛飾元気野菜「使用店」
直売所等から直接購入した葛飾元気野菜を使用した料理または加工品(漬物・菓子・パンなど)を販売する店舗のことです。

当初の登録に際しては、これまでの葛飾元気野菜の購入実績についてお伺いしますが、何よりも、今後、将来にわたり年間を通じて積極的な販売及び購入をする意欲ある店舗を募集します。

登録店には以下の取り組みをお願いします。

- 1 葛飾元気野菜をおおむね年間を通じて使用または販売し、来店者へ積極的に提供してください。また、その情報を店内、メニュー等に表示するなどして、来店者への積極的な情報提供を行ってください。
- 2 交付された看板やのぼり旗は、店頭または店内の見やすいところに掲示し、葛飾元気野菜の「取扱店」・「使用店」であることをPRしてください。
- 3 区が実施する食育・地産地消のための施策へのご協力をお願いします。

申込み方法

葛飾元気野菜「取扱店」・「使用店」登録申請書（様式1）へ必要事項をご記入の上所定の写真、画像データ等を添えて担当課あて提出してください。申請用紙は産業経済課窓口、葛飾元気野菜直売所で配布するほか、区ホームページからもダウンロードできます。

申込み期限 平成23年9月30日（金）

上記期日までにお申込み頂いた登録店については平成23年度中に公開予定のPRホームページにてご紹介します。その後は、年間を通じて随時募集、受付します。

詳しくは

区のホームページをご覧ください。<http://www.city.katsushika.lg.jp>

葛飾区トップページ > 観光・地域情報 > 産業 > 農業 > 葛飾元気野菜取扱店・使用店

問合せ・申込み先 葛飾区産業経済課経済企画係 03(3838)5554



* 葛飾の農業について *

葛飾区は23区内で農地の残る数少ない区のひとつです。市街化が進み、まとまった農地は少なく、1戸あたりの耕作面積も大きくありませんが、限られた農地を有効に活用し、施設栽培による集約的な農業を行っています。小松菜を中心とする周年栽培が行われ、その品質は市場でも高い評価を得ています。

その一方、庭先販売や、共同直売所での販売を行い、近年では学校給食への地元食材の提供などにも取り組んでいます。さまざまな品目の野菜を少しずつ生産することで、消費者のニーズに答え、区民の食卓を豊かにしています。

* 収穫時期 * (周年) 小松菜

(5月から9月ごろ) 枝豆・トマト・なす・きゅうり・じゃがいも・ブルーベリー

(10月から4月ごろ) ほうれん草・キャベツ・さつまいも・ネギ・ワケネギ・

ダイコン・ブロッコリー・白菜・山東菜・チンゲイ菜・亀戸大根